

県におかれては、本事業の対象事業所が平成25年度以降も継続して安定的な事業運営を確保できるよう、経営の改善のために必要な助言及び指導を行われたい。

(2) 新社会福祉法人会計基準の制定に伴う就労支援事業会計基準の改正及び会計基準の適用に関する経過措置について

新社会福祉法人会計基準の制定により、社会福祉法人が実施する就労支援事業に関する会計処理については、現行の「就労支援の事業の会計処理の基準」（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙。以下「就労支援事業会計処理基準」という。）から新社会福祉法人会計基準を適用することとされたところである。

これに伴い、就労支援事業会計処理基準は、社会福祉法人以外が実施する就労支援事業について適用される基準として、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業に関する規定を踏まえた改正を行う予定である。

これらの改正は、平成24年4月に施行されるが、経過措置として、新社会福祉法人会計基準の対象となる社会福祉法人については、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間、従来適用していた会計基準を適用することができることとされているところである。

具体的には、経過措置期間中は、

- 本事業年度において授産施設会計基準を適用している施設・事業所については、（旧体系施設は新体系移行後においても）引き続き授産施設会計基準を適用することができる
- 本事業年度において就労支援事業会計処理基準を適用している施設・事業所については、引き続き現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができる

ものである。

また、この取扱いに併せて、社会福祉法人以外も、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができることとする予定である。